

法務・検察行政刷新会議第8回発言補助資料

文責：徐東輝（オブザーバー）

何よりもまず、これほどの短期間で各回の意見を取りまとめ、報告書案を作成いただいた座長及び事務局の皆様にご礼申し上げます。最終的な報告書の作成に向けて、建設的な批判がなされるかと思料されますが、このたたき台がなければ実現しなかったことであり、委員の皆様による追加のご指摘と相まって、後世に誇るべき報告書となるよう私自身も尽力できればと存じます。

その上で、私なりに追記のご検討を頂きたい点を申し述べさせていただきます。

第1 『2 「検察官の倫理」(検討の柱1) について(2) 「検察の理念」の改定、又は、マスコミとの関係、私生活上の規律や職権行使上の行為規範を含む、検察官についての新たな倫理規範の策定について』への追記

私自身が「検察官の倫理」に関する議論の回に参加できなかったため、本追記案をもって意見と代えさせていただきます。追記案は以下のとおりです。

『「職務外のことを規定すべきかどうか」という課題設定は非本質的なものであって、検察官が倫理的な業務遂行を実現しその信頼を獲得するにあたり、職務外の時間の活動でどの程度その信頼を毀損しうる活動がありうるのか、その活動に一定の制約をかける必要はないかというのが本質的な問いである。検察官と同じく捜査機関にあたる警察官が、金銭の使途、交際相手、旅行先等一定の私生活上の報告義務を有していることと同様、捜査機関が国民の信頼のもと倫理的な業務遂行を実現するという側面から、反社会的勢力との関係排除、情報漏えいの防止等に資する一定の職務外の規律（上長への報告義務、記録義務等）は設けられるべきではないか。』

第2 『4 「我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策」(検討の柱3) (2) 対外的な広報・発信の在り方について』への追記

追記案は以下のとおりです。本項の末尾にある紀藤副座長のご意見と併記いただくのが文脈上良いかと存じます。

『被告人の海外逃亡を端緒として、法務省 Web サイト上に公開された Q&A 「我が国の刑事司法について、国内外からの様々なご指摘やご疑問にお答えします。(中略) Q7 日本では、なぜ被疑者の取調べに弁護人の立会いが認められないのですか。』では、制度上のみならず運用上も取調べへの弁護人立会いが認められない記載になっている。これは本会議での当局説明とは齟齬のある内容であり、国際社会に我が国の刑事手続への理解を深めてもらう意味では、むしろ取調べを行う検察官の裁量に委ねられているという点を明記すべきである。』

第3 『4 「我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策」
(検討の柱3)(3) 刑事手続の在り方に係る具体論について ア 被疑者取調べへの弁護人の立会いについて』への追記

1 『(ア) 被疑者取調べへの弁護人立会いを制度として我が国に導入することについて』への追記

消極意見の委員の皆様のご意見にも首肯すべき点が多く存在することを前提に、別の場で議論や検討がなされるべきという委員の皆様には、今後それを行うべき時期や場所を可能な限り具体的に報告書内で言及することで、積極意見の委員の皆様が当該会議体による議論・検討に委ねることができるよう促していただくべきと考えます。

2 『検察の運用により弁護人立会いを試行すること等について』への追記

追記案は以下のとおりです。

『民間企業では新しい製品や機能を展開するにあたり、必ず PoC (概念実証) や A/B テスト (比較対象試験) を行い、当該施策の有効性を検証する。具体的な効果・効能を知らなければ、意思決定者による感覚のみによる導入が行われ、不成功に終わる可能性が高まるためである。この趣旨が法制度にも当てはまるのは自明の理である。「～と思われる。」という感想戦で法制度が決められてはならない。被疑者取調べへの弁護人立会いを制度として導入すべきかどうかを今後有識者らが議論する上で、我が国における取調べへの立会いに関するデータ等記録は必ずその俎上に上げられなければならない、そのための運用は、適切な条件を設定した上で実施されるべきである。』

第4 その他

本会議では、刑事手続の専門ではない、いわば民間感覚をもった委員の方々が多数選任され、世論が暴走しがちな刑事手続や法務省、検察庁の制度の根幹に関する議論が実施されました。私を含め刑事手続の専門ではない人間が、当事者から話を聞き、「世論」や「民意」に敏感に反応しながら議論を行う機会として、ヒアリングという可能性があったと認識しております。時間的制約の他にも本会議でヒアリングを実施するべきではないというご意見があり、その是非が本会議唯一の多数決で決定された点は、理由とともに丁寧に報告書のいずれか(たとえば「1 はじめに (2) 取りまとめの方針等」)の箇所に記載いただけますと幸甚です。